

第1部 反社対応のリアル ～IPOに挑戦するにあたって



株式会社エス・ピー・ネットワーク
取締役副社長 首席研究員 芳賀 恒人

Copyright ©2023 Security Protection Network Co.,Ltd.All Rights Reserved

会社・講師紹介

株式会社エス・ピー・ネットワーク

警視庁・道府県警の出身者をはじめ、企業危機管理に伴う法務・労務・財務・広報やサイバーセキュリティの専門家で構成されるクライシス・リスクマネジメント専門企業。

反社会的勢力への実務対応から企業不祥事等に伴う緊急対策支援に至る「直面する危機（クライシス）」対策に数多くの実績を有し、実践から導かれた理論に基づき「潜在する危機（リスク）」の発現を未然防止するためのコンサルティングと人的支援を展開する。従来の枠に留まらない危機管理的視点からの実践的なコンプライアンス態勢および内部牽制態勢の構築を多くの企業で手がける。時代の流れを先取りした企業危機管理論には、上場企業や株式公開を目指す企業の他、証券会社や監査法人からの支持も厚い。

講師紹介

芳賀 恒人 Tsunehito Haga

東京大学経済学部卒業。大手損害保険会社を経て、エス・ピー・ネットワーク入社。

現在、取締役副社長 首席研究員。

企業のリスク抽出・リスク分析ならびにビジネスコンプライアンスを中心とする内部統制構築を専門分野とするリスクアナリストとして、数多くの企業危機管理に関する事例を手がけるほか、大学での講義など幅広く活躍。とりわけ、企業の反社会的勢力排除の内部統制システムの構築・運用支援、排除計画の策定・排除実務支援、「SPNレポート～企業における反社会的勢力排除への取組み編」等の取りまとめ、犯罪対策閣僚会議下の「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」での報告、反社会的勢力排除に向けた企業の取組みに関する各種コラムの執筆・講演など、反社会的勢力排除、組織犯罪対策の分野を中心に数多くの実績を有する。

主な著作 「暴力団排除条例ガイドブック」、「マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策ガイドブック」（共著）／「反社会的勢力排除の『超』実践ガイドブック」など多数の書籍のほか、「法人の実態確認に強くなる講座」（近代セールス）など通信講座、「実効性を高める！ 営業店でのマネロン対策のススメ」（近代セールス）、「最新特殊詐欺の動向と金融機関における注意点」（銀行実務）、「実効性を高める！ 営業店でのマネロン対策のススメ全8回」（近代セールス）、「山口組と池田組「特定抗争指定暴力団」指定で反社の“自壊”加速、最後の決め手は？」（ダイヤモンド・オンライン）など著作・寄稿多数

尚、本セミナー内容についてのご質問やお問い合わせは

（株）エス・ピー・ネットワーク本社 総合研究部 TEL (03) 6891-5556 または info@sp-network.co.jp まで

I. 反社会的勢力とは

2

はじめに

◆ 金融庁「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（2019年6月）

「潜在的な問題を前広に察知することで、将来の問題を未然に防止することは容易ではなく、様々な手法を試行し、それぞれの金融機関に適した手法を追求すべきと考えられる。また、ルールの整備よりも、社会の目、社会の要請、対企業といった観点では各種ステークホルダーの要請といったものの方が、より早いスピードで変化している。そして、そのような要請に反する行為に対しては、たとえ明確に禁止するルールがない行為等であったとしても、それが不適切だとの見方が社会的に高まれば、容赦のない批判が寄せられ、コンプライアンス・リスクが顕在化し、企業価値が大きく毀損されることが起こり得ることから、経営陣を中心に想像力を柔軟に働かせつつ、企業価値の向上につながるコンプライアンス・リスク管理を実践すべく、継続的な検討を行っていくことが望ましいと考えられる。」

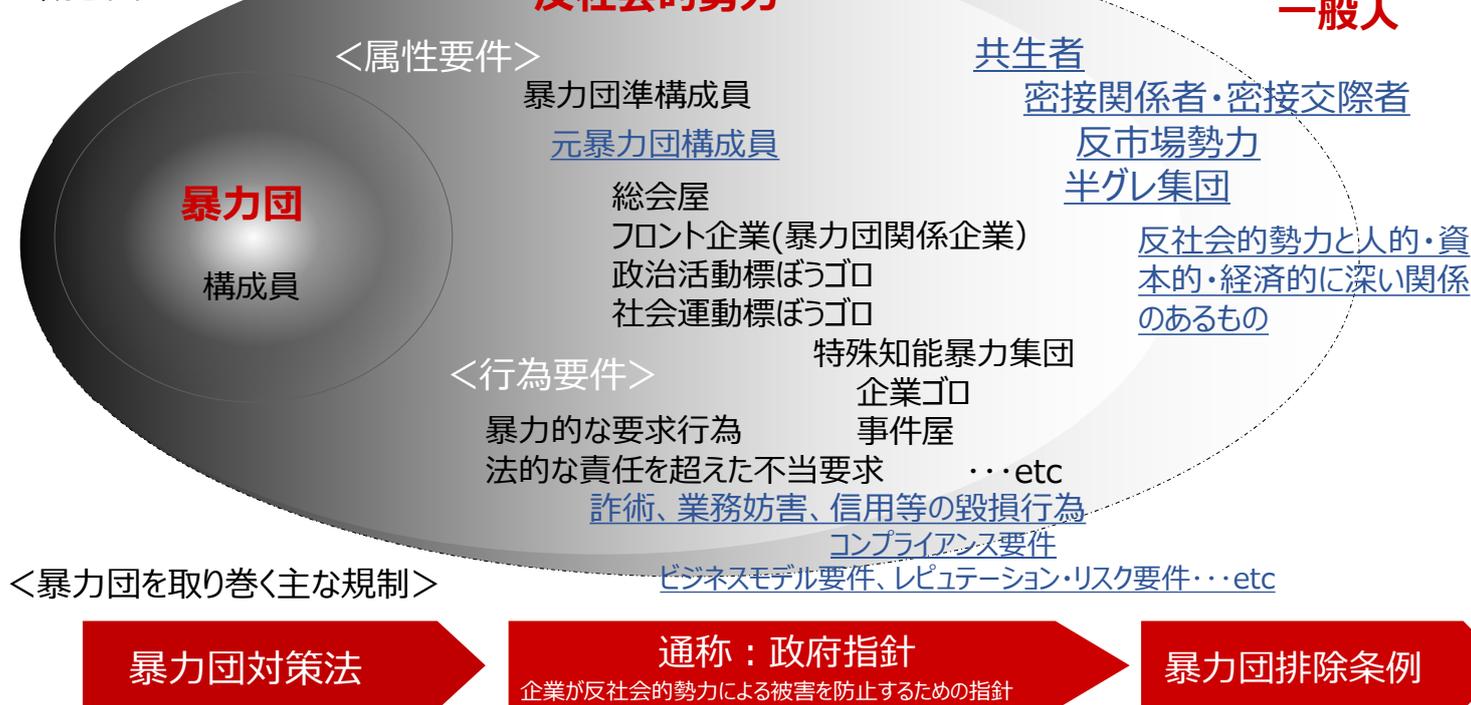
「世の中がNGならNG」「これまでOK≠OK」「最適は次の不適合となりかねない」「社会との対話・リスク・コミュニケーションがより重要に」

3

反社会的勢力の捉え方

◆ 反社会的勢力 不透明化の実態

<概念図>



反社会的勢力の捉え方

◆ 反社会的勢力とは？

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人
(2007年6月 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針)

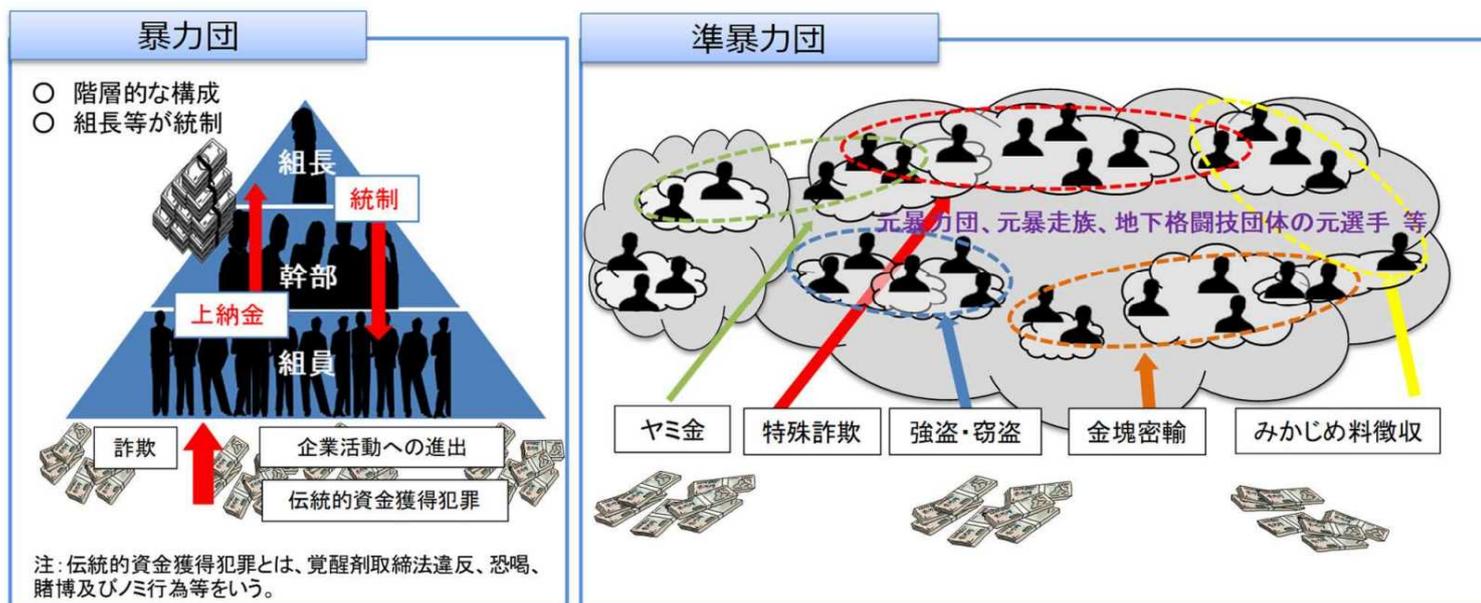
反社会的勢力は、「形態が多様で、時々々の社会情勢に応じて変化し得るもので、あらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難である」

(2019年12月10日 閣議決定)

- 暴力団という枠を超えることはもちろん必要だが、**反社会的勢力を限定的かつ統一的に捉えるような取り組みでは、もはや反社リスク対策として限界がきていることを厳しく認識する必要がある**
- 暴力団等と何らかの関係が疑われ、最終的には**「関係を持つべきでない相手」**として、企業が個別に見極め、排除していくべきもの
⇒ 「世の中がNGならNG」「社内と社外とでダブルスタンダード」

反社会的勢力とは？

図表 18 【暴力団及び準暴力団の特徴】



犯罪収益移転危険度調査書（2021年12月）より

6

反社会的勢力とは？

◆ 警視庁・福岡県警が半グレ対策に本腰

- ・ **警視庁**：暴力団対策法の規制対象とならない反社会的勢力の実態を把握するため、特命班を発足
- ・ **福岡県警**：暴力団対策法が適用されない半グレの取り締まりを専門に行う「準暴力団等集中取締本部」を、2023年1月18日に県警本部内に新設
- ・ **半グレの実態を把握することの難しさ**
 - ・ 暴力団がピラミッド型の統制のとれた組織であるのに対し、半グレは指揮命令系統が不明確でメンバー同士のつながりも流動的、離合集散を繰り返すなどその実態の把握は容易ではない
 - ・ そのうえ、暴力団対策法の枠外で暴力団と同様の資金獲得活動を行い、暴力団と共生する者もいる
 - ・ 80以上の組織に（数の上では）約4000名という六代目山口組構成員数に比肩しうる巨大勢力として、暴力団の潜在化と連動して確実にその存在感を増し、正に「治安上の脅威」である
- ・ 警察当局が半グレ対策に本腰を入れるのも当然だが、実態把握にはどんな小さな兆候でも見逃さない地道な情報収集や摘発の積み重ねとあわせ、事業者との情報共有など官民の連携が一層重要となるはずだ

7

反社会的勢力の捉え方

■ 反社会的勢力の本質・行動様式

暴力性・犯罪性（犯罪親和性）・組織性

- ・ 組織化された暴力を資本とする不正利益追求
- ・ 人脈等「面」で活動（複数の端緒・関係者）
- ・ 手っ取り早く、大きく儲けようとする（端緒として顕在化）
- ・ 違法性を認識（組長の使用者責任／経済的損失）
- ・ 弱いところから侵入（内部統制システムの脆弱性／個人へのアプローチ）

■ 反社会的勢力への対応 = 本質・行動様式の裏返し

相手の嫌がることを組織的に実践すること

- ・ 手っ取り早く、大きく儲けさせない
- ・ 相手に面倒くさいと思わせる
- ・ 相手に違法性を認識させるような対応
- ・ 初期対応を標準化して徹底的に周知
- ・ 弱いところを作らない／個人の弱さは内部統制システムでカバーする
- ・ 全社的な連携、外部専門機関との連携

8

Ⅱ．反社会的勢力と企業の関係

9

反社会的勢力と企業の関係

◆ 反社会的勢力と関係を持つべきでない理由と対応のあり方

- 反社リスクは企業の存続と従業員の人生を左右しうるほどの破壊力をもつ
- 信頼回復は容易ではない
- 「正しく稼ぐ」ためにより一層の自浄作用が求められる

● 東証プライム上場の不動産会社「三栄建築設計」の元社長が在職中、暴力団に小切手を渡していたとして、東京都公安委員会は東京都暴排条例に基づき暴力団に利益供与をしないよう同社に勧告

- 勧告は本来非公開。創業者一族を排除して新体制に。第三者委員会設置
→ 一連の取り組みは評価できる
- 創業者の独断なのか、組織的な関係なのか（今はその関係が一切立たれているのか）は第三者委員会の報告を待ちたい

● 青森県弘前市のスーパーが民事再生法の適用を申請。前代表が指定暴力団組員の関与も取り沙汰されたことから信用失墜

- 創業者一族を排除、第三者委員会は反社会的勢力との関係はないとの結論も、立て直しできず。

10

反社会的勢力と企業の関係

● 神戸製鋼所利益供与事件に関する株主代表訴訟事件（2002年 神戸地裁）

- 本事件について、神戸地裁所長によるコメント
 - 「神戸製鋼所のような大企業の場合、職務分担が進み、ほかの取締役や従業員全員の動静を正確に把握することは事実上不可能で、取締役は、利益供与のような違法行為や企業会計規則をないがしろにする裏金捻出が行われないよう内部統制システムを構築すべき法律上の義務がある。
 - 企業トップの地位にありながら、内部統制システムの構築を行わないで放置してきた代表取締役が社内の違法行為を知らなかったという弁明をするだけで責任を免れることができるのは相当でない。
 - 違法行為に直接関与しなかった取締役だったとしても、内部統制システムの構築やそれを通じての社内監視を十分尽くしていなかったとして監視義務違反が認められる可能性もある。

11

反社会的勢力と企業の関係

● 蛇の目ミシン工業事件に関する株主代表訴訟事件（最終的損害額583.6億円）

- 最高裁判決より（最高裁2006年 差し戻し控訴審2008年）
 - いわゆる仕手筋として知られるAが、大量に取得したB社の株式を暴力団の関連会社に売却するなどB社の取締役であるYらを脅迫した場合において、売却を取りやめてもらうためAの要求に応じて約300億円という巨額の金員を融資金の名目で交付することを提案し又はこれに同意したYらの忠実義務、善管注意義務違反が問われた行為について、**Aの言動に対して警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということとはできないという事情の下では、やむを得なかったものとしてその過失を否定することはできない。**
 - 会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、商法（平成12年法律第90号による改正前のもの）294条ノ2第1項にいう「**株主ノ権利ノ行使ニ関シ**」利益を供与する行為に当たる。

12

反社会的勢力と企業の関係

● 上場企業と反市場勢力の関係

1. 反市場勢力とは？

不適切なファイナンスを行う者又はこれに加担する者等

- ① 正体不明のファンド等に多額の第三者割当て等を行う者又はこれに関係する者
- ② インサイダー取引、株価操縦、発行開示違反、風説の流布、偽計を行う者
- ③ 損失先送り、不正会計、粉飾、証券詐欺を行う者
- ④ その他前各号に準ずる者

2. 反市場勢力の関与～老舗上場企業の架空増資事件

ネガティブ・スパイラル（東証2部「井上工業」事件を例に 2008年上場廃止）

- ① 業績不振・銀行新規借入れ停止 ⇒ 上場廃止のピンチ ⇒ 第三者割当増資実施
- ② 希薄化による株価低下 ⇒ **不動産業者の買占めによる企業乗っ取り**
- ③ 経営権を取り戻すも資金難で**新設2年目の投資組合へ割当（ブローカー介在）**
- ④ 実施直前に増資資金の立替え要求（**見せかけの増資**）
- ⑤ 新株のほぼ半分は**暴力団関係者へ** ⇒ **大量の売り+風評（資金の出所怪しい）**
- ⑥ 株価急落 ⇒ 経営破たん

13

反社会的勢力と企業の関係

● その他上場企業等と反社会的勢力との関係の事例

ニューディール（旧：リキッドオーディオジャパン）事件

- 同社は、ネット音楽配信サービスの先駆者(ベンチャー企業)として、99年当時の東証マザーズ市場に第一号案件として上場
- 当社元社長は、許永中等のビックネームとを含む暴力団との関係が過去から取り沙汰されている人物であり、現取締役の監禁容疑で逮捕。信用失墜し、財務も急速に劣化、08年に上場廃止
- 上場企業であっても反社管理態勢は十分でない、との示唆。反市場勢力による不当な乗っ取り・株価操作が噂される

スルガコーポレーション上場廃止事案

- スルガコーポレーションは、当時の東証二部上場の不動産業者
- バブル期に急成長を遂げたが、地権者との地上げ交渉を暴力団に委託（一度指摘を受け、改善後も再委託の形式をとった、と）していたことが判明。信用失墜し、財務も急速に劣化、08年に民事再生申請・上場廃止
- サプライチェーンを含む反社排除の重要性。不動産・投資周辺は暴力団の主戦場。東証は、反社事案を理由に上場廃止にはしていない

スルガ銀行不適切融資

- H30年のスルガ銀行が投資用不動産向け新規融資業務を対象に業務停止命令が発出された事案
- 行政処分の一義的な対象は、投資用不動産向け融資業務だったが、調査等の結果、反社管理態勢につき具体的な指摘があった経緯
- 本件の契機は、投資用不動産関連融資の不芳事案。リスクが顕在化する契機は反社以外のケースも考えられる状況(顕在化すると止められない)

みずほ事案に係る株主代表訴訟

- オリコとみずほの提携ローンでの反社取引が糾弾された事案に伴いみずほFGに対して24億円の損害賠償を求める株主代表訴訟
- 令和2年2月に結審（棄却）。反社C宛て与信を放置したみずほFGの取締役等に対する会社法上の善管注意義務違反が争点
- なお、本事案により、当時みずほ銀行の会長を含む複数取締役が辞任。全銀協会長行が国会で答弁する等、多大な影響
- 反社排除の社会的要請は高く、企業の受けるインパクトは最大級。この後、全銀協による「警察庁DB」が導入された経緯

吉本興業間営業問題

- 吉本興業所属タレントが、（事前スクリーニング無く）反社主催の忘年会に参加。金銭を受取り、社会的に糾弾された事案
- なお、問題となった特殊詐欺グループの逮捕者が実際に逮捕され、反社認定されたのは、忘年会「後」ながら、相当な糾弾を受けたもの
- 期中管理の重要性・事前スクリーニングの限界に関する示唆。複合的な観点で対策が必要。初動対応を誤ると事実と異なる糾弾も発生

西武信金不適切融資

- 令和1年、準暴力団（チャイニーズドラゴン）幹部の妻女を紹介者とする複数企業に対して計40億円程度の融資を行った事案
- 信金内で取引停止の進言あるも、「暴力団非該当」とする警察回答を以て取引継続(理事長判断)。金融庁からの行政処分に至る
- 属性不芳先との取引リスク。現場では、複数の融資案件があり、前のめりに営業活動を展開された経緯（不芳事案共通の座組）

III. 反社会的勢力を巡る最近の動向

反社会的勢力を巡る最新の動向

◆警察庁 警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について（通達）

- 近年、暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す**犯罪グループ**が特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの状況がみられる。
- また、犯罪グループが、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、犯罪によって得た収益を基に各種の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する実態もみられる。
- 警察庁は、準暴力団を含むこのようなグループ（以下「匿名・流動型犯罪グループ」という。）に対する対策を強化するため、現在準暴力団として把握されていないものを含め、治安対策上問題のある犯罪グループを実効的に把握する
- 既存の特殊詐欺の取締体制や、暴力団に係る実態解明体制・事件検挙体制とは別に構築する。また、疑わしい取引に関する情報等を活用して匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態を解明しつつ、犯罪収益の剥奪に向けた事件指導をより一層推進するため、既存の犯罪収益解明班を拡充する。

16

反社会的勢力を巡る最新の動向

◆「匿名・流動型犯罪グループ」とは

…「暴力団とは異なり」「準暴力団を含む」「治安対策上問題のある」

▼事業者にとってこうした存在は

- 「関係を持つべきでない相手」であることは明確。「個別に見極めて排除していくべき」
- 手を尽くして情報収集し、暴力団の関係の有無も注視しつつ、主に「治安対策上問題となりそうな相手」であれば関係をもたないと捉えていくべき

▼以下のような事業者との取引判断と同様に考えるのがよい

- 人権侵害に加担する（放置する）ような企業
- クラスタ弾を製造しているメーカーに巨額融資をしている金融機関
- 特殊詐欺グループと密接な関係があると信ぴょう性の高い情報がある電話転送サービス事業者
- 北朝鮮系の企業と密接な取引をしている事実がある事業者

社会経済情勢・自らが置かれている立場をふまえて、コンプライアンス・リスク管理の観点から、「関係をもってよいのか」正しく判断し、対応していくことに他ならないとの捉え方でよい

17

反社会的勢力を巡る最新の動向

◆頂上作戦以降の工藤会の状況

目に見えて顕著に弱体化している

- 福岡県暴排条例に基づく標章制度発足（2012年）から10年
- 頂上作戦（2014年）から8年
- 工藤会トップ野村被告に対する死刑判決から1年

→ 実際に北九州では8割の店舗が標章を掲示し、9割以上の店舗が暴力団の影響力を「感じない」と回答（福岡県警調査）

| | |
|----------|---|
| 構成員等 | ピーク時2008年1,210人→2022年末320人 構成員は230人（福岡以外50人） |
| 検挙数 | 463人の構成員を検挙（2021年末までの8年間、のべ人数） |
| 離脱者 | 10人（死刑判決以後、福岡県警の把握数） |
| 少子高齢化 | 20代2人 70歳以上33人（6人に1人）組員平均年齢54歳（頂上作戦前50.7歳） |
| 後継者不足 | 解散せずに活動している組の組員も半数近くが服役中か勾留中。跡を継ぐ組長候補がいない組も多い |
| 解散・事務所撤去 | 頂上作戦以降、10以上の傘下組織が解散。24か所の事務所撤去 |

18

反社会的勢力を巡る最新の動向

◆ 福岡県の暴力団情勢 工藤会・道仁会・浪川会

- 福岡県公安委員会は「引き続き暴力的要求行為を行っている」などとして、全国で唯一の「特定危険指定暴力団」に指定されている工藤会の指定を延長
- ある捜査関係者は「暴力団対策法を改正しても、工藤会を壊滅できていない。警察は威信をかけて取り組まなければならない」と危機感をにじませる
- 暴力団構成員等の状況
 - 工藤会の福岡県内の勢力はピーク時より約7割減している一方で、道仁会・浪川会はいずれもピーク時から約4割の減少にとどまる
 - 道仁会と浪川会の両組織は若手組員の加入や資金獲得活動の多様化で、弱体化を食い止めている状況がみられる
- 組員の年齢（2021年末時点）
 - 組員の平均年齢：道仁会 47.5歳、浪川会 47.3歳 工藤会 54歳
 - 20歳代の割合：道仁会 8.4%、浪川会 4.8%。2014年以降で最も高い

19

◆ 今あらためて反社リスクの重大性を認識したい

- 福岡県・福岡市・北九州市は、「公共事業からの暴排」実現のため、暴力関係事業者に対する指名停止措置等の状況を相当の頻度で公表している。
- 先日、**ある地場の優良企業が、社名公表により2週間後に倒産した**ことが判明した。代表者の道仁会関係者との密接交際が原因だが、事実が明らかになるや否や、メインバンクはじめ融資を受けていた**地銀3行が相次いで「取引を停止して口座を凍結した」**ことが引き金となったものだ。
- **反社リスクが「企業存続にかかる重大なリスク」であることはもはや論を俟たない。**代表者の認識の甘さがすべてだが、銀行や取引先などは、本件事実を事前に認知できていたのかもまた重要な論点だ。
- 警察の認定により暴排条項の適用は容易になるが、それ以前に、**厳格な顧客管理を自立的・自律的に実効性高く行っていたか**も問われよう。

(週刊30秒でわかる危機管理コラム 2021年6月14日号)

20

◆ 福岡 公共事業からの暴排 密接交際認定を巡る訴訟

「密接交際者」の定義が自治体ごとに異なる

● 東京都暴排条例Q&A

- 「条例上、暴力団員と一緒にゴルフに行ったり、飲食をしていたからといって、警察がその人を「密接交際者」と認定し、「勧告」や「公表」の措置を講じる仕組みはありません」

● 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の運用について

- 「密接な交際」とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツなどを共にするなどの交友をしている場合をいう。この場合、偶然に会った場合は含まれないが、年一回でもその事実がある場合は当該要件に該当する役員等が暴力団組織の構成員に該当するものである事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす

21

◆ 「犯罪インフラ」事業者も排除すべき

- **レンタル携帯電話・IP回線レンタル事業者（および事業者）**
98%以上で偽造や他人の運転免許証／9割以上の経営者が詐欺やヤミ金、薬物密売経験
- **匿名性の高い通信アプリ・他人名義の口座・偽造証明書・闇サイト など**

犯罪インフラ事業者の排除も事業者の責務だ

犯罪インフラとは、「犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、その行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等」（警察庁）をいう。最近では、**SMS認証代行やデータSIMの悪用、機密性の高い通信アプリ「テレグラム」などが問題視されているが、他人名義の携帯電話や預貯金口座、闇サイト、偽変造された身分証明書、匿名性を高める電話関連サービスなどもその典型だ。**「令和2年度サイバーセキュリティ政策会議報告書」は、「犯罪インフラを業として提供する事業者が後を絶たず、サイバー犯罪を容易にしている実態を踏まえ、警察においては、官民の情報を活用しながら、こうした悪質な事業者の摘発を強化していくべき」と指摘する。**今、企業の「目利き力」が厳しく問われている。**

（週刊30秒でわかる危機管理コラム 2021年5月10日号）

犯罪や反社会的勢力の活動を助長する者は（例えば「公序良俗に反する事業や行為」として）排除してくべきではないか？

24

反社リスク対策を巡る動向

◆ 彼を知り己を知れば百戦危うからず

～反社リスク対策に関する実態調査(2021年)

- 当社は、全国の「反社チェック業務を現在担当している、または過去3年以内に担当したことがある担当者」621名に対してWebアンケートを実施した。
- そこで明らかとなったのは「**企業の反社リスク対策は反社会的勢力の実態に対峙できるレベルにない**」という厳しい現実だ。
- 例えば、反社会的勢力の定義を明文化していない企業が3割、元暴力団員や「半グレ」への対応が不十分で、これら**社内の認識の不統一という綻びから反社会的勢力が侵入するリスクを高める**おそれがある。さらに、反社チェックの対象範囲が狭く、不透明化する反社会的勢力を見抜くだけのレベルにない。取引謝絶においても「取引先の役員等」、「暴力団構成員」が中心であり、「**見えにくい**」**反社会的勢力の排除は後回しの状況**であることがうかがえた。
- 絶望的なまでのミスマッチの解消が急務だ。

（週刊30秒でわかる危機管理コラム 2021年9月6日号）

◆ リスクセンス＝「想像力」

- 「想像力とは、知識と体験と常識を積み重ね、冷めきった頭で処理するところに発生する」（星新一）
- 想像≠空想／妄想
- できるだけ多くの事例を「知識」として得ること、「おかしい」との違和感を世間的な水準（常識）で感じられること

28

◆ 具体的な端緒事例から考える

- ① 取引条件等に関して、事業規模や経営状況、本人の知識・経験等と比較して不自然な態様の取引申出である
 - 数百万円の取引について、現金での支払いを申し出てきた
 - 犯罪収益を資金洗浄（マネー・ローンダリング）する際に現金での取引が使われることが多い。
 - かなり大きな取引の申出があった先へ往訪したところ、事務所はマンションの一室で従業員も数名程度と、業容と見合わない規模の案件であった。調査したところ、旧商号が反社会的勢力の関与が疑われる法人と同一であることが判明した。
 - 通常、取引内容は会社の事業規模等と密接に関係があるが、反社会的勢力が行う取引では事業実態が伴わないことが多い。この場合、会社往訪等により顧客に対する実態調査を重ね、正確に実体を見極めることが重要である。
 - 取引開始までの審査には時間を要することを予め説明しているにも関わらず、連日、急かすようにして状況確認を行う電話があるため、不審に思い顧客の周辺を幅広く調査したところ、代表者の自宅の抵当権者が反社会的勢力との関わりが懸念される者であることが判明した。
 - チェックを甘くして通り抜けようとしたり、だます・隠す意図が悟られないようにする目的がある。例外的な対応を行わないことは当然ながら、行き過ぎた行為があればより慎重に対応することが必要である。

29

リスクセンスを磨こう

② (紹介者がいる場合) 紹介者と本人との関係性に不審な点がある

- 新規取引先がコンサルタントを自称する第三者とともに新規取引をアプローチしてきた。両者の関係性に疑念を感じて調査を行ったところ、当該コンサルタントが反社会的勢力だった。IPOをさせる目的だったらしい。
 - 反社会的勢力は取引の相手方となった場合には、厳しく反社チェックが行われることを認識しているため、直接取引を行わず、紹介・仲介による手数料ビジネスを展開し、利得を得る傾向がある。

③ (商業登記について) 記載内容が頻繁に変更されている、または変更内容に不自然な点がある

- 新規取引検討に際して履歴事項全部証明書の内容を確認したところ、短期間の間に商号が複数回変更されていた。旧商号をもとに調査を進めた結果、反社会的勢力の関与が疑われる不評情報先であることが判明した。
 - 商業登記や不動産登記の履歴には、隠匿したい過去の情報が残っている場合がある。商号を頻繁に変更することは通常あり得ないことであり、過去に何らかの隠匿したい事実の存在があることを疑う必要がある。

30

リスクセンスを磨こう

④ (商業登記について) 事業目的が多岐にわたっている、または事業目的間に関連性がない

- 墓石屋を主な事業とする顧客について、登記上、飲食店等の関連性が不明な事業目的を複数確認。調査したところ、この会社は第三者から譲渡された法人で、その際に事業目的を変更したとのことであったが、譲渡された理由については、聞いてみても合理的な説明がなかった。
 - 通常の事業法人の場合、複数の事業目的が登記されていたとしても相互に関連性を有することが通例であり、反社会的勢力は設立済の法人を譲り受け、これから行う可能性のある事業を幅広く相互関連性なく登記する傾向がある。

⑤ 法的責任を超え、かつ通常考えられる範囲を大きく逸脱した不当要求を行っている

- 取引にあたってミスがあったため、先方へ謝罪したが、先方は「料金を下げて誠意を示せ」等と主張。この要求を断ったところ「応諾しなければ、本件をインターネットに書き込む」等と脅迫を交えた不当な要求を繰り返した。
 - 不当要求は、反社会的勢力に多い行動様式の一つ。不当な要求である限りそれに応じる必要はなく、毅然として対応することが重要である。

31

リスクセンスを磨こう

⑥ 顧客や取引先との間でトラブルが頻発している等の不評情報がある、または何らかの行政指導や処分等が行われている

- 顧客が取引先との間でトラブルが増加しているとの情報を入手。真偽を確認したところ、最近入社した営業責任者が取引先との取引条件変更を強行していたことが原因と判明。当人について調査を進めた結果、後日、反社会的勢力との関与が判明した。
 - トラブルが多発していることや行政処分を受けたことを以て反社会的勢力と断じることが早計な場合もあるが、これらの事象は会社の経営環境が変化した結果、引き起こされたものである可能性もあるため、深堀調査を行うことが重要

⑦ 取引経緯に不審な点がある

- 不動産事業を営む者が過去複数回に亘り、全国をまたに移転を繰り返していた。商号変更も実施していたため調査を行ったところ、過去に法人契約した携帯電話回線を使用し、暴力団の威力を背景に振り込め詐欺を行っていた事実が判明した。
 - 小規模な不動産事業者であれば、地元密着型の事業運営とすることが通例であり、事業活動領域を超えて移転を行うことは事業の継続性という点から困難であり、隠された事情がある可能性がある。

32

リスクセンスを磨こう

⑧ ペーパーカンパニーである疑いや、事業活動の実態に怪しい点がある

- 顧客のよくない噂を耳にしたため、深堀調査を進めていたところ、最近取引が急拡大している顧客の重要取引先が雑居ビルに所在する会社であることが判明。当該取引先は、実際は架空企業であり、暴力団関係者が関与していることが確認された。
 - 反社会的勢力は、ペーパーカンパニーなどを巧みに介在させて取引を仮装し、不透明な資金の流れを創出することが多い。そのため、当該企業その他、取引先についても事業実態を確認することが重要である。

⑨ 事務所設備等や身につけているものが、会社の規模や業歴等と比較して過度に豪華である

- 代表者は若年ながらも複数の飲食店を運営しており、羽振りも良い様子が伺えるが、事業の資金源が判然としないことから、深堀調査を行った結果、代表者は特殊詐欺グループを束ねており、暴力団に対しても資金を提供していることが判明した。
 - 幹部や従業員の立ち居振る舞い、風体、建物や調度品等が、社会通念に照らして異様なものと感じられる場合は、反社会的勢力やその関係者の意思や嗜好が反映されている可能性がある。

33

⑩ その他、疑わしい点がある

- 業績が芳しくないと聞いているにも関わらず、代表者が最近自宅を増築したとの情報を入手。代表者個人の不動産登記を確認したところ、反社会的勢力との関連が疑われる貸金業者を抵当権者とする担保設定が新たに行われていたことが判明した。
 - 通常考えられない行為や疑わしい兆候があった場合には、周辺に関する情報収集を幅広く進め、反社会的勢力の関与が裏付けられる事実を探索することが重要。

V. 反社チェックのポイント

反社チェックのポイント

◆ 本人確認／実質的支配者 真の受益者の特定

- 本人確認の適正性・真正性は、適正な契約の根幹となるもの
- 「仮名・借名・なりすましによる取引」はリスクが著しく高く、その排除は最重要課題

- ・ 「真の受益者」の特定
- ・ 入口での見極めは難しい／モニタリング強化
- ・ 本人確認手続きの難しさは「非対面取引」にも「対面取引」にもある
- ・ 「属性」だけでの見極めには限界がある
- ・ 「ふるまい」「行為」からプロフィールしていく視点も必要

- 法人であれば、「実質的支配者」の特定が最も重要

「真の受益者」からの反社会的勢力排除こそが本筋

反社チェックのポイント

◆ 中間管理（適切な事後検証・モニタリング）

- 反社会的勢力の不透明化・手口の巧妙化等の要因から「入口」でのチェック、見極めには限界がある
- AML/CFTの実務においても、口座開設後の顧客の住居・事業内容等の継続的な確認など「継続的顧客管理」の厳格化が求められている
- 「中間管理」の重要性
「既存取引の中に既に紛れている」との認識が必要

- ・ ジャッジメント・モニタリング（現時点の社会の目線に適合するか）
- ・ グレー先のフラグ管理／RBAに基づく管理
- ・ 日常業務における端緒情報の収集と組織的対応（報告・調査・判断）
- ・ リスクは「目に見えるところ」ではほとんど見えない
「見つけにくい」姿勢が重要（有事の際に説明責任を果たせる）

反社チェックのポイント

◆ 「5年卒業基準」をどう考えるべきか

● 暴力団等の反社会的勢力の再犯率は高い

- ・ 暴力団受刑者の調査では、入所が初回の者が30.0%、2回～5回の者が52.6%、6回以上が17.6%
- ・ 過去の属性情報は現時点の反社チェックに極めて有用である

● 「5年卒業基準」そのものが反社会的勢力の潜在化を助長していないか？

● 反社チェックの精度が落ちていないか？

- ・ 新聞社等の個人情報保護上の対応、記事削除要請への対応など
- ・ 「忘れられる権利」の議論の動向に注意
- ・ 「犯罪を犯して5年以内に新たな犯罪を敢行するか」その可能性の問題

● 10年以上前の反社会的勢力やその周辺者の活動が活発化している実態

- ・ 少なくとも、10年～15年程度は遡って確認すべき
- ・ ただし、誤認リスクは比例して高まる点に注意！

- 38 -

反社チェックのポイント

反社会的勢力か否かを見極める取引先管理プロセス

どんなに精度を高めても反社会的勢力の100%認知は困難

■ 反社チェックの手法

- ・ インターネットでの風評等の検索
- ・ 過去記事や専用データベースを活用した検索
- ・ 商業登記情報による企業の来歴の確認
- ・ 取引の経緯や取引途上の特異事項の確認
- ・ 実態確認 等

多くの手法の組み合わせることがポイント！

過去から現在に至る反社との関係性を確認することも大事！
⇒ 商号・役員に暴力団関係者等が含まれていないか？

反社チェックのポイント

| 区分 | チェックポイント |
|---|--|
| 取引経緯等 | <input type="checkbox"/> 紹介者に懸念点がある |
| | <input type="checkbox"/> 当該取引先選定の合理的な理由がない |
| | <input type="checkbox"/> 当該取引先の規模や業態、過去の実績等から再委託を含めた業務遂行能力に懸念がある |
| | <input type="checkbox"/> 取引条件の特例に正当な理由がない |
| | <input type="checkbox"/> 事業規模・経営状況からみて過大な取引である |
| | <input type="checkbox"/> 排除条項の締結を拒否する、もしくは難色を示す |
| 商業登記簿 | <input type="checkbox"/> 商業登記簿が取得できない |
| | <input type="checkbox"/> 商号が頻繁に変わっている |
| | <input type="checkbox"/> 本店所在地が頻繁に変わっている |
| | <input type="checkbox"/> 不自然に本店移転がされている |
| | <input type="checkbox"/> 主要事業が変更されている |
| | <input type="checkbox"/> 定款上の事業目的間の関連性が低い |
| | <input type="checkbox"/> 定款上の事業目的が多岐に渡り過ぎている |
| | <input type="checkbox"/> 短期間での大幅な増資など資本政策が目まぐるしい |
| | <input type="checkbox"/> 役員が頻繁に変わっている |
| | <input type="checkbox"/> 複数役員が一斉に退任している |
| | <input type="checkbox"/> 役員に「解任」と記載された者がいる |
| <input type="checkbox"/> 会社履歴区が合併、分割等となっている | |

40

反社チェックのポイント

| 区分 | チェックポイント |
|---|--|
| データベース等の確認 | <input type="checkbox"/> 属性要件に該当する情報がある |
| | <input type="checkbox"/> 行為要件に該当する情報がある |
| | <input type="checkbox"/> 法人としての法令違反事案がある ・当該事案の発生後に経営陣が刷新されていない ・改善の動きがみられない ・取引が公になった場合、業務への影響がある（大きい）等 |
| 企業情報 | <input type="checkbox"/> 訪問・電話で実在性が確認できない、ペーパーカンパニーの疑いがある |
| | <input type="checkbox"/> 本店所在地が確認できない |
| | <input type="checkbox"/> 登記上の本店所在地とは異なる実質的な本店所在地がある |
| | <input type="checkbox"/> 本店の電話番号が電話帳に載っていない |
| | <input type="checkbox"/> 事務所所在地と電話番号の関係がない等おかしい点がある |
| | <input type="checkbox"/> 安易な転業をしている |
| | <input type="checkbox"/> 規模の割に子会社（関連会社）が多すぎる |
| | <input type="checkbox"/> 疑わしい顧問等が存在する |
| 事務所 | <input type="checkbox"/> 他の取引先とのトラブルがうかがえる |
| | <input type="checkbox"/> 会社が住宅地の中にある、看板等もなく実在性が疑わしい |
| | <input type="checkbox"/> 事務所の周辺警備が必要以上に物々しい |
| | <input type="checkbox"/> 郵便受け等に複数の会社名が掲げられている |
| | <input type="checkbox"/> 会社の規模に比べ、本社や施設が立派過ぎる |
| | <input type="checkbox"/> 事務所の規模にふさわしくない豪華な内装である |
| | <input type="checkbox"/> 事務所へ出入りする従業員や取引業者等に怪しい人物が認められる |
| <input type="checkbox"/> 役職員の様子や駐車している車などの様子から反社会的勢力の兆候が感じられる | |

41

反社チェックのポイント

| 区分 | チェックポイント |
|-----------|--|
| 役員 従業員 | <input type="checkbox"/> 従業員が極端に礼儀正しく、直立不動で幹部のそばに立っていることなどがある |
| | <input type="checkbox"/> 外部者の前で部下を激しく叱りつける、暴力をふるうことなどがある |
| | <input type="checkbox"/> ビジネスなのに服装がラフ、派手な装飾品等を身につけている |
| | <input type="checkbox"/> 素行面で妙な噂がある |
| | <input type="checkbox"/> 従業員の肩書きに比し権限がない、意思決定が遅い |
| 取引形態 | <input type="checkbox"/> やたらと急がせる |
| | <input type="checkbox"/> 最初から大きな取引を求める |
| | <input type="checkbox"/> 高額な取引でも現金決済を求める |
| | <input type="checkbox"/> 通常同時もしくは後払いの取引でも前払いを求める |
| | <input type="checkbox"/> 通常ではあり得ない好条件を提示する |
| 風評 | <input type="checkbox"/> 仲間取引が急増している |
| | <input type="checkbox"/> 暴力団、総会屋、政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢力とのつきあいがある |
| | <input type="checkbox"/> 同業者や近隣での噂に不審なものがある |
| | <input type="checkbox"/> 匿名掲示板への書き込みに不審なものがある |
| 行為要件 | <input type="checkbox"/> 上場企業の開示情報に不審なものがある ・ 資本政策 ・ 業務提携 ・ 不祥事 ・ 代表者、主要株主の変更 等 |
| | <input type="checkbox"/> 詐術、暴力的行為または強迫的言辞がある |
| | <input type="checkbox"/> 名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為がある |
| | <input type="checkbox"/> 業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為がある |
| | <input type="checkbox"/> 違法行為または不当要求行為がある |

42

反社チェックのポイント

◆ 反社チェックに必要な情報

- 反社チェックにおいては、可能な限り広く情報を収集することが重要
- 民間企業が入手できる反社チェック対象の公知情報ソースは以下のとおり

- ① 対象会社の会社案内、対象会社ウェブサイトの会社概要
- ② 商業・法人登記情報
- ③ インターネット情報
- ④ 経済情報、SNSのプロフィール・友達リスト等
- ⑤ 民間信用調査会社の信用調査情報
- ⑥ 有価証券報告書等の開示文書
- ⑦ 宅地建物取引業者登録申請書・建設業者許可申請書
- ⑧ 新聞の原典情報

43

反社チェックのポイント

◆ 反社チェックの対象範囲

- 時系列上の関係者（過去に遡って調査・分析：縦に掘り下げて調査）
 - ・ 「現在の商号・代表者」「現任取締役・監査役」の確認だけでは不十分であり、**退任した取締役・監査役「過去の商号」といった過去の情報まで確認する**必要
 - ・ 現在事項証明書ではなく、少なくとも5年以上過去に遡って、**履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書等**により退任した人物や時系列上の変遷を確認する
- 当該企業の周辺の関係者（人的・資本的繋がりを調査・分析：横に拡げて調査）
 - ・ 子会社・関係会社
 - ・ 主要な株主
 - ・ 主要な取引先
 - ・ 顧問・相談役・コンサルタント・アドバイザー
 - ・ 外部から招聘した取締役・監査役の経歴先
 - ・ 主要な従業員（登記されない執行役員など）
 - ・ 上記以外の特別利害関係者（2親等以内の血族など） 等

44

反社チェックのポイント

反社会的勢力を認知する端緒は日常業務の中にある

おかしくないか、怪しくないか相手をよく観察する！

■ 取引の経緯を確認

- ・ 取引を行う理由が明確か？
- ・ 紹介者は問題ないか？
- ・ 代替可能性があるか？
- ・ 必要な調査や検討手続きは適切に行われているか？

■ 取引途上の特異事項を確認

- ・ 異例・例外的な取引や兆候はないか？
- ・ 企業実態はしっかりしているか？
- ・ 資本政策や主要株主、役員等の動向に急激な変化や与信上の問題はかいか？



45

反社チェックのポイント

実態確認 : 百聞は一見に如かず

可能な限り現場に出かけてチェックする！

■ 確認事項

- 会社の「実体」はあるか？
- 各種情報（商業登記情報、会社案内、HP等）と会社の「実態」に相違はないか？
- 会社の外観や周囲の環境、人の出入り等は？
- 会社の業務実態（稼働の有無、事業規模等）は？



他の収集情報に照らして分析の精度を高める

46

反社チェックのポイント

◆ 反社チェックの実演①

1. 事案概要

元暴力団幹部ら逮捕 もみじ銀行から1,500万円詐取（平成25年11月）

- 「メイプル産業」（広島市）の虚偽の決算書を作成し、融資させた
- 同社は、墓石の卸・販売、設置などを目的に2006年に設立

⇒ 「メイプル産業」から取引の申し込みがあった場合の反社チェックの流れを確認する

2. 反社チェックの流れ（例）

- ① インターネット検索
- ② 会社HPの精査
- ③ 商業登記情報の精査
- ④ 実在性の精査（ストリートビューの活用など）
- ⑤ 反社データベースの検索（SPN QSS）

47

◆ 反社チェックの実演②

東京都練馬区に実在するA社
広告・電話通信・メディア関係

- ・ 新規取引を検討する場合
- ・ 既存取引先の場合

判断の実務

◆ 反社会的勢力の見極めと取引可否の判断

取引可否の判断には、「反社会的勢力かどうかの判断」と「関係を持ってよいかの判断」の2段階の判断が必要

● 「認知」と「判断」のプロセスの一体化（齟齬がないこと）

判断基軸の歪み・恣意性を排除するために「**組織的判断**」とすることが不可欠

- ・ 判断基準の明確化
- ・ 判断プロセスと手続きの適正性の確保
- ・ 判断自体の妥当性に関するモニタリング（ジャッジメント・モニタリング）
⇒ **過去の判断に不安要素があれば、必ず「現時点の目線」であらためて判断し直す勇気も必要**
- ・ 当時の判断の客観性を確保するため、弁護士の見解書等の手法も検討する

- 「あやしさ」が払拭されないのであれば関係を持たないという姿勢をベースとすべき
- 「判断」「ステイタス」だけは可能な限り速やかに行うべき

VI. 反社会的勢力への対応要領

50

反社会的勢力への対応要領

■ 基本姿勢

- 毅然とした態度
- 相手のペースに乗らない
- 冷静にして根気強い対応



■ 対応時の具体的な注意点

- 複数名で対応する
- 対応場所を限定し、お茶・灰皿は出さない
- 相手および用件・要求を確認する
- 対応内容の記録化
- 対応時間の指定（コントロール）
- 妥協せず、即答や約束はしない、書類作成は拒否
- 機を失しない警察への通報や早期相談

51

■ 反社会的勢力の脅しの手口

- 比喻（たとえ話）型
- 言葉尻型
- 要求の小出し型
- すり替え型
- 見せかけ譲歩型
- 無茶振り型
- 同意型
- 粘り型
- 一発逆転型
- 贈答型

■ 対応のポイント

- 手口を事前に知る・想定する
- 冷静に相手の言動を分析する
- 忍耐強く最後まで気を抜かない
- ブレない対応
- 発言には細心の注意を etc.



52

反社会的勢力への対応のポイント

● 反社会的勢力対応の基本姿勢

- 毅然とした態度で対応
- 冷静かつ根気強い対応
- 法律や社会のルールに則った解決

来訪者のチェックと連絡

- 受付員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を確認して、対応責任者に連絡し、当社内のあらかじめ指定されている応対場所に案内する。事前のポイントがない場合や身分を明示しない者については、「アポイントのない方とはお会いできません。」「どちらさまなのかははっきりしていただけない方とはお話しはできません。」などと対応する。

応対場所の選定

- 応対場所は、素早く助けを求めることができ、精神的に余裕を持って対応ができる自己の管理権の及ぶ応接室等を選定する。（事前に録音、録画できる部屋を指定しておく。）社外で対応する場合であれば、人目につきやすいファミリーレストラン等を指定し、できる限り相手の事務所には行かないようにする。どうしても行く必要がある場合などについては、事前に対応部門に相談する。

対応者

- いきなり役員等が対応すると、次回以降からの交渉で「前は〇〇と会った。お前ではだめだ。〇〇を出せ、〇〇が会わない理由を言え。」等と食ってかかれるので、あらかじめ対応部署、対応者を選出しておく。

対応の人数

- 反社会的勢力は威圧的な言動を行うことが多々あり、これに屈することがないよう、また何かあった場合の証人を確保するという意味から、対応は複数の人数で行う。単独での対応は絶対に避ける。ただし、当方3名、相手方2名に限定し、相手がそれ以上の場合、2名以外は待機かお引き取り願う。当方の3名は、「対応係」「記録係」「連絡係」と明確に役割を分担する。

53

反社会的勢力への対応のポイント

| | |
|----------|---|
| 応対時間 | <ul style="list-style-type: none">・ 応対する際は、最初に「何時には会議がありますから、何時までならお話を伺います。」等を告げて応対時間を明確に示す。・ 応対時間が長いと、相手のペースにはまる危険性が大きくなるので、可能な限り短くする。・ 最初に約束した時間が経過した時点で、「申し訳ございませんが、お時間となりましたので、本日のところはお引き取り願えますか。」と対応を打ち切る。 |
| 相手と用件の確認 | <ul style="list-style-type: none">・ 対応責任者は、落ち着いて、相手の氏名、所属団体、住所、電話番号を確認、記録（メモ）し、用件を確認する。・ 代理人の場合は、委任状の有無及び委任状を有している場合は委任状が誰から出されたものであるか、どういう経緯で代理人になったかを確実に確認する。 |
| 言動 | <ul style="list-style-type: none">・ 反社会的勢力は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾する。・ 「申し訳ありません。」「検討します。」「考えてみます。」等の相手に期待を持たすような言動については注意する。・ あらかじめスタンスを明確にしておく、たとえば話（仮定の話）にはのらない、伝えるべきこと以外は話さない（相手のペースはまらない）、粘り強く最後まで集中力を切らさない、必要以上に相手をおそれず、へりくだる必要もないが、一方で侮ってはならない、といった点に注意する。 |

54

反社会的勢力への対応のポイント

| | |
|-------------|---|
| 書類の作成・署名・押印 | <ul style="list-style-type: none">・ 反社会的勢力は、「一筆書けば許してやる。」等と詫び状や念書等をよく書かせ、後日に金品要求の材料などに悪用する。・ どのような状況においても、その場（対応の場）における書面の作成や先方の示す書類への署名・捺印はしない。ただし、そうしなければ帰さないといって、長時間拘束されるようなおそれがあり、危険を感じるような場合はその限りではない。 |
| 即答や約束 | <ul style="list-style-type: none">・ 反社会的勢力は、当社の方針が固まらない間が勝負と考えて執拗に、その場で回答を求める。・ 反社会的勢力への対応は、組織的に実施することが大切であり、相手の要求に即答やその場での約束はしない。・ 回答の期日は、余裕を見て回答する。例えば、3日で回答できる場合は、その3倍の9日～10日として、回答までの会社側の猶予期間を取る。・ 反社会的勢力は、直接交渉に際して、ありとあらゆる角度から要求、要請を付加してくるので、後日「言った、言わない。」「こちらが要求した内容と違う。」等と内容を変更してくることが多々あるので、相手の要求、要望事項について、記録(メモ)を基に、最後に相手方に対して明確に確認を行う。 |
| 応対内容の記録 | <ul style="list-style-type: none">・ 電話や面談の応対内容は、犯罪検挙や行政処分の証拠として必要である。・ 証拠としては、録音、ビデオ撮影が有効である。録音等については、「重要なお話で間違いがあると困りますので」といってレコーダーを置いて対応する方法と、隠し撮りをする方法とがある。どちらでも構わないが、迷った場合は対応部門に相談する。・ 対応後、すみやかに内容を書面化する。 |
| 警察への通報 | <ul style="list-style-type: none">・ 平素の警察、暴力団追放運動推進センターとの連携が、いざという時に通報を迅速に行うことを容易にし、問題の早期解決につながる。・ 不要なトラブルは避け、受傷事故を防止するため、機を失せず警察に通報する。 |

55

反社会的勢力への対応のポイント

役員・上司への面会要求をされた場合

- 「この件は、私に任されていますので、私に対応いたします。」と回答する。
 - ✓ 上記に対し、「それでは話にならない。」とってきた場合には、「私とお話ができないのであれば、申し訳ございませんがこれ以上のお話はできかねます。お引き取りいただけますでしょうか。」と回答し、帰ってもらう。
- 上記を無視し、会社内に立ち入り、業務に支障をきたしている場合には、何度も相手に帰るよう促し、それでも帰らない場合には、不除去罪（刑法130条）として警察に通報する。また、顧問弁護士と相談して、威力業務妨害罪（刑法234条）などによる警察への被害届の検討、対応を行う。

断っても電話で同じ要求を繰り返す場合

- まず、相手に不当な要求には応じられない旨を伝え、「これ以上申し上げることはありません。」と明確に回答する。
 - ✓ それでも、何度も電話をかけてくれば、これ以上電話をかけた場合は、こちらから法的手続きを検討する旨を回答する。
 - ✓ それにもかかわらず、電話がある場合は、弁護士と相談して架電禁止の仮処分手続きの検討を行う。

反社会的勢力の可能性ある相手から呼び出しがあった場合

- 反社会的勢力との交渉では、相手方の事務所へ行くことは危険なので、避けるべきである。しかし、現場に行き初めて反社会的勢力とわかることもあるため、そのリスクがある場合は、以下のことに注意する。
 - ✓ 一人では危険であり、万が一のときに助けを求めることができるよう、また、被害を証明できるように複数で行く。
 - ✓ 不測の事態に備え、会社の者に、行き先を告げておく。場合によっては、事前に警察に相談しておく。当日、警戒のため待機してもらえることもある。
 - ✓ 会社と連絡がとれるように携帯電話を持っていく。着信が相手にも分かるようにしておき、電話には相手に断ったうえで出てかまわない。
 - ✓ 反社会的勢力が要求に応じるまで返さないこともありうるので、時間を決め、戻らない場合は警察に相談する。

56

反社会的勢力への対応のポイント

大声で怒鳴る場合

- 大声で怒鳴るのは、相手を脅すのに簡単な方法で、かつ、怒鳴っただけでは犯罪にならないと考えているためである。怒鳴ってきただけで、「怖い」と思い戸惑うが、反社会的勢力の狙いはそこにあるから、ひるまず冷静に、大声を出されても怖くないことを相手に示しながら以下のように述べ、毅然とした態度で対応する。
 - ✓ 大きな声で話されると怖いのでお止めいただけないでしょうか。大声を出さなくとも話は伺います。
 - ✓ 怒鳴られているだけでは、用件がよく分かりません。もう少し冷静にお話いただけないでしょうか。
 - ✓ 話し合いに来たのであれば、話し合いのできるように静かにお話いただけないでしょうか。
 - ✓ そのように怒鳴られても、当社の回答は変わりません。
 - ✓ 先程から、大声で怒鳴られて、怖い話もあり、私は怖くてこれ以上お話をすることはできません
- 相手方が、反社会的勢力であれば、自分の行動が脅迫罪（刑法222条）に該当する可能性を危惧して冷静になることが多いが、そのような場合は相手が反社会的勢力関係者であることが濃厚なので、より慎重な対応が必要である。

「誠意を見せろ」と言われた場合

- 反社会的勢力は、よく「誠意を見せろ。」「筋をとおせ。」と言う。これは、あからさまに一定の金銭を要求すると恐喝罪になるおそれがあることから、「誠意」、「筋」という言葉に置き換えて金を要求しているのである。したがって、このように言われた場合には、以下のように対応する。
 - ✓ 「当社としては、このように話し合いをしているのが、誠意ある対応であり、筋をとおすことと考えています。」と回答する。
 - ✓ 「『誠意を見せろ。』『筋をとおせ。』という言葉では分かりません。会社としても対応できません。お客様のおっしゃる『誠意』とはどのようなものか教えていただけませんか。」と要求を明らかにすることを求める。

57

反社会的勢力への対応のポイント

「道義的責任を取れ」と言われた場合

- 法律上、認められない要求や金額を、暴力を背景に認めさせるのが反社会的勢力である。このため、反社会的勢力は、よく道義的責任を取れということを使う。このような場合は、以下のように対応する。
 - ✓ まず、求める要求や金額の法的根拠及び算定根拠の提供を受け、その内容について顧問弁護士に相談し、要求や金額が認められるものであるか、認められないものかを判断し、顧問弁護士と連携して法的な対応を行う。
 - ✓ 「当社は、法律上認められる範囲内でなければお答えすることができませんし、お話しできません。お話いただいている内容について、具体的に根拠をお示しただけでないでしょうか。」とあくまで法律上の責任についてでなければ話し合いができない旨を回答し、対応する。

「念書を書け」と言われた場合

- 念書としても、社外に対する発信文書として、安易に提出できるものではないことや、その内容によって事後の裁判等に対する影響やマスコミや監督官庁、他の反社会的勢力の手に渡るなど一人歩きして、思わぬ紛争に巻き込まれないとは限らないので、念書は書かない。
 - ✓ 「念書等を書くか書かないかは、会社の承諾をもらわなければ書けません。個人名でも同じです。」と言って断る。
 - ✓ もし、文書を交わす場合には、顧問弁護士に文案の確認を受ける。
 - ✓ ただし、身の危険性を感じたり、「書くまで帰さない」と言われたりして書く以外に方法がないなど追い込まれた場合には無理しないこと。

不祥事を暴露すると言われた場合

- 不祥事をネタに脅かされても金は支払わない。（支払えば隠蔽として後日のゆすりのネタになり、メディアの報道等に起因する社会的制裁も大きくなる。）
- 不祥事をネタに金銭の要求を行うことは、明らかに恐喝であるから、顧問弁護士とも相談の上、警察に相談する。
- 公開を必要とするような不祥事であるならば、ルールに基づき公開し、原因及び対策を公表して、再発防止に努める。

58

反社会的勢力への対応のポイント

謝罪広告を要求された場合

- 謝罪広告の要求に対しては、顧問弁護士と相談の上、慎重に対応し、即断しない。
- 反社会的勢力は、無理な要求と知っていて、無理な要求をしてみ、どのように対応するか見ており、「当社は、法律の範囲内でなければ話し合いはできません。それ以上のことを要求されるのであれば、話し合っても無駄ですでお引取りいただけますか。」と回答する。

弁護士へ委任後の交渉要領

- 反社会的勢力は、自分の要求が法律や証拠に基づいていない不当な要求であることを知っているから、交渉を弁護士に委任後も会社の担当者と交渉しようとする。このような場合は、以下のように対応する。
 - ✓ 「本件については、弁護士に依頼しましたので、交渉はすべて弁護士をとってください。弁護士をとって交渉するのが当社の意思であり、これ以上お話をすることはございません。」と回答する。
 - ✓ 以降については、弁護士より相手方に連絡をしてもらい、接触を一切行わない。

取引拒絶や暴排条項による解約を申し入れる場合

- 可能な限り、面談によらない方法で、架電やメールにて申し入れを行うことが望ましい。
- 対応する場合は事前に対応部署、弁護士など外部専門家と相談する。取引できない旨伝える以外は、対応部署に引き継ぐ。
- 新規の場合の理由は「当社内で審査した結果、総合的な判断で取引できなくなった」旨伝えるのみでよい。相手から執拗に聞かれても、同様の回答を繰り返す。
- 既存の取引先である場合は、「貴社との契約の第〇条（注：暴排条項）に該当したと当社で判断したため」と答えるにとどめ、それ以上の具体的な説明は行わない。
- 面談せざるを得ない状況の場合は、対応部署および警察と情報を共有した上で、表中の注意事項に則り対応を行う。

59

図書購読要求等への対応

- 電話による要求に対しては、「必要ありません」と明確に拒否し、すみやかに「電話を切らせていただきます。」と切電すること。
- 勝手に送付されてきた場合、開封前であれば、メモ紙に「受取拒否」と記載し、受取人の記名と押印したものを宛名面に添付し、郵便局を通じて返送する。
- 勝手に送付されてきたものを開封した場合、購読拒否の意思を相手側に明確に伝える文書(文例参照)を同封の上、「配達証明郵便」、「簡易書留」、「宅配便」により返送する。後日の紛議に備え、この際の受け取りや同封文書の控えは保管しておく。

【文例】

- ✓ 当社は「●●●●」を注文した事実も無く、購読する意思もありませんので、送付された「●●●●」を返送します。
- ✓ また、今後も購読する意思はありませんので、送付しないでください。

「3つの勇気」を持って、毅然とした対応を行う。

- ◆ 相手を恐れない勇気
- ◆ 出来ないことは断る勇気
- ◆ 自分に負けない勇気

VII. まとめ～反社会的勢力に強い会社になる！

まとめ ～反社に強い会社になる！

◆ 実効性の高い態勢整備のために必要なこと

認知

判断

排除

これらのプロセスを、社会の要請に適合させること
いかに「正しく行うことができるか」「健全な暴排意識とリスクセンスの発露」

● 暴力団排除は、今、正に「有事」との危機感をもつこと

資金源の枯渇や取締り等の強化などで、暴力団も必死な状況

- ・ 「脇の甘さ」は命取り。ただ、「有事」だが抜本的な対応策はない
- ・ だからといって、「何もしない」「放置」はもちろん、「これまでの取組みレベル」に安住することすら致命的なダメージを被る可能性

● 「正しく行う」とは「常識」的な対応ができること

- ・ 個人と組織の常識が一致すること

コンプライアンス体制、内部統制システムが有効に機能した状態

⇒ 役職員の暴排意識・リスクセンスの底上げ、徹底した組織的対応

62

まとめ ～反社に強い会社になる！

◆ 反社会的勢力排除に必要なもの

相手に、「リスクが高く労力がかかり、経済的利益が少ない」と思わせること
＝ コンプライアンス体制・内部統制システムが整備されていること

● 反社会的勢力の行動様式を知る

● 反社会的勢力が避けたい相手を知る

- ・ 面倒な手続き・契約を求めてくる
- ・ 組織的なガードが固い
- ・ 経済的利益が少ない
- ・ 刑事・民事で訴えられるリスクが高い

● 社会の要請の変化を知る

- ・ 取引を含めた一切の関係遮断（政府指針）
- ・ 「法令遵守」そのもの
- ・ 被害者ではなく「共生者」と見なされる／レピュテーション・リスク
- ・ 企業における「自立的・自律的なリスク管理」が求められる

63

まとめ ～反社に強い会社になる！

◆ 反社会的勢力排除を支えるもの

「内部統制システム」「経営トップの意思と関与」「役職員の高い意識」
⇒ 相互に補完しあって、「企業存続」にかかるリスクに対処する
⇒ 「組織的な対応」体制こそ反社会的勢力排除の要諦

● 内部統制システムの構築とその実効性のある運用

- ・ 企業姿勢および反社会的勢力の定義の明確化
- ・ 「侵入予防」「認知・判断・排除」の仕組み

● 経営トップの強い意志と関与

- ・ 反社会的勢力との関係は企業存続にかかる全社的リスク
- ・ 組織的な対応には、役職員を支える経営トップの強い意思と関与が必要

● 役職員の高い意識

- ・ 日常業務の中から反社会的勢力の端緒を把握する
- ・ 内部統制システム（組織・仕組み）が個人を支える（職務に専念できる）

64

ご清聴ありがとうございました